埋立権者の妨害排除請求権に関する質問主意書

提出者 土井たか子

埋立権者の妨害排除請求権に関する質問主意書

るか 公有水面 又は補償し に関しては、 埋立法は、 なければ着工できない旨、 埋立同意を得たうえで埋立免許を出さなければならない、 埋立予定水面 のそれまでの水面使用者に関して、 規定している。しかし、 四者以外の権利者に関しては、 第五条に列挙された四者 またそれらの者の 着 工同 (漁業 何ら規定 |意を得 権 者

ない。

が、 実際には、 その場合の権利者との そのなかには許 埋立予定水面には、 可漁業 調整について公有水面埋立法には何 自 公有水面埋立法第五条の四者以外にもさまざまな権利者が存在することが 由漁業の 権利など財産権も少なくない。 の規定もないため、 埋立は、 現場では混乱を生じてい それらの権利を侵害する

法 第五 条の 四者以外の水面権利者と埋立事業者との権利関係を明らかにすることは、 緊急を要すると考え

る。

る。

従って、次の事項について質問する。

埋立免許を取得した埋立権者は、 埋立予定水域における公有水面埋立法第五条の四者以外の権利者に対

して妨害排除請求権を有するか。

二 埋立事業者は、

埋立予定水面における公有水面埋立法第五条の四者以外の権利者に対して、どのような

手続きをとることを要するか。